

## 琴浦町議会政治倫理条例案に関するパブリックコメント実施結果報告書

### ▼ 件名

琴浦町議会政治倫理条例（案）

### ▼ 募集期間

平成30年6月27日（水）～平成30年7月26日（木）

### ▼ 閲覧場所（周知方法）

「町ホームページ」「役場本庁舎、分庁舎、まなびタウンとうはく」において公開いたしました。  
（目的）

### ▼ 意見書の提出状況

本町へ持参 1件 他の方法はありませんでした。

### ▼ ご意見の内容と対応方針について

対応方針：① 反映する（一部のみ反映するもの）

② 既に盛り込み済み

③ 今後の検討問題

④ 対応困難

⑤ その他（意見等）

項目	応募意見の要旨	応募意見に対する町議会の考え方	対応
目的	<p>有権者が選出行為に責任を持ち果たすための手段を住民が手にして、選出した議員を直接的に統制するシステムが「政治倫理条例」と信じます。</p> <p>直接的住民監視システムを作ろうとする条例制定の目的でなければなりません。</p>	<p>「町民の代表として人格と倫理の向上に努め、その地位による影響力を不正に行使して、自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な事項を定めることにより、議員の政治倫理の確立を図り、町民に信頼される公正で民主的な町政の発展に寄与することを目的」と定めています。</p>	①
議員の責務	<p>議会の動向とその実態情報は、住民には不明点が多くあります。議員個人の「倫理性と責任感の欠如」を示すものです。しかしながら、これらは選挙民により選出された議員行為であることから住民にも責任があります。</p> <p>よって、有権者が選出した議員を直接的に統制するシステムが「政治倫理条例」と信じています。</p>	<p>「議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、真摯かつ誠実に疑惑の解明に努めなければならない。」と規定しております。</p>	⑤
	<p>議員たるもの「公序良俗」に抵触することのないよう住民との間に改めて制約を交わす自立のための条例でなければならない。</p>	<p>「議員は、町民の厳粛な信託を受けた代表者として、自らの行動を厳しく律し、より高い倫理観を持ち、町政に携わる権能と責務を深く自覚し、その使命の達成に努めなければならない」と規定しております。</p>	①
	<p>住民の信託を受けて活動している議員がなした不祥事・倫理違反に加え、住民意思の吸収努力や政策立案の能力、及び一般質問もしない議員は住民代表の資格失格者として捉えています。この規定を外さないよう特にお願ひします。</p>		

<p>政治倫理基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員の責務を肝に銘じ、議員の使命を果たすため全力を尽くさねばならない。</li> <li>・議員は、住民全体の奉仕者としての品位と名誉を損なうような一切の行為を行わず、その職務に関しての不正の疑惑をもたれる行為をしてはならない。</li> <li>・議員は、公職選挙法の遵守はもとより、議員権限や地位利用による「不正な利益」に加担する行為をしてはならない。</li> <li>・請負契約、一般部品納入契約、業務委託契約及び指定管理者の指定に関して特定企業、団体、個人に対して不正な取扱いをしてはならない。</li> <li>・町行政が行う許可、認可又は特定の者に対する処分に関し、特定の個人、企業、団体などのために有利もしくは不利な取り計らいをしてはならない。</li> <li>・行政活動に関して、企業、団体、個人から政治的又は道徳的な批判を受ける恐れがある寄附を受けてはならない。</li> <li>・職員の公正な職務遂行を妨げ、又は当該職員の権限もしくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけをしてはならない。</li> <li>・職員の採用、異動、昇進、昇格などの人事に関し口利きなどによる関与をしてはならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員は、議員の品位と名誉を損なう行為により、町民の議会に対する信頼を損ねないこと。</li> <li>・議員の地位を利用して公正を疑われるような金品を授受しないこと。</li> <li>・町及び本町行政と密接な関係のある法人(以下「町等」という。)が行う許認可等の処分若しくは行政指導又は工事請負契約、業務委託契約、物品納入契約その他の契約(以下「工事請負契約等」という。)に関し、特定のもののために不正な働きかけをしないこと。</li> <li>・町職員の採用、昇任、降任、異動その他の人事について、影響力を行使しないこと。</li> <li>・政治活動に関して、政治的又は道徳的な批判を受けるおそれのある寄附を受けないものとし、議員の後援団体についても同様に扱わせるよう措置すること。</li> <li>・町等の職員の公正な職務遂行を妨げ、又はその権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけをしないこと。</li> <li>・倫理基準の運用に当たっては、議員の正当な活動を制限することのないよう留意しなければならない。</li> </ul> <p>議会としては、以上のような倫理基準を定め、地方自治法に抵触する行為は当然してはならず、倫理基準の運用に当たり、正当な議員活動を制限することのない範囲でより具体的な基準を定めております。</p>	<p>①</p>
---------------	--	---	----------

<p>審査の請求</p>	<p>住民側にとって「選挙によらずとも、平常的に議員を監視し、必要な懲罰時や提言ができる使い勝手の良い条例」でなければと思います。          審査請求：町民からは、選挙権を有する <u>30名以上</u>の連署、議員の場合は、議員定数の <u>8分の1以上</u>の連署で請求</p>	<p>審査請求：町民からは、有権者の<u>200分の1人以上</u>の者の連署、議員の場合は、議員定数の<u>6分の1以上</u>の議員の連署をもって、その代表者から書面で議長に対して審査を請求することができる。と定めております。</p> <p>審査請求は議員のみでなく、町民からも請求できることを規定しております。</p>	<p>①</p>
<p>審査会の組織</p>	<p>外部専門家による審査を          議員 <u>2名</u>及び学識経験者 <u>4名</u>の委嘱を</p>	<p>議員以外にも審査委員を議長が委嘱いたします。          議員 <u>3人</u>及び識見を有する者 <u>3人</u></p>	<p>①</p>
<p>意見書の提出及び公表</p>	<p>審査の結果について、当該通知のあった日の翌日から起算して <u>2週間</u>以内に議長に提出</p>	<p>審査会は、審査を付託された日の翌日から起算して<u>90日</u>以内に審査を終了し、議長に文書で報告しなければならないと規定しています。</p> <p>審査会で慎重に審査していただくには、ある程度の期間が必要であると考えます。</p>	<p>⑤</p>